

令和 4 年 第 3 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
会 議 日 程	令 和 4 年 3 月 24 日	午 後 13 時 30 分 開 会 午 後 15 時 15 分 閉 会	
場 所	魚 沼 市 役 所 本 庁 舎 301 会 議 室	書 記	佐 藤 彰 弘 渡 邊 眞 絵
委 員 定 数	5 名 ( 出 席 者 5 名 欠 席 者 名 )		
出 席 委 員	教 育 長 樋 口 健 一	教 育 長 職 務 代 理 者 星 麻 衣	
	委 員 浅 井 誠 哉	委 員 八 木 由 美 子	
	委 員 桑 原 哲 哉		
欠 席 委 員			
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長 吉 澤 国 明	学 校 教 育 課 長 森 山 丈 順	
	管 理 指 導 主 事 島 田 昌 幸	管 理 指 導 主 事 角 谷 文 昭	
	統 括 指 導 主 事 新 澤 美 和 子	生 涯 学 習 課 長 斎 藤 勝 浩	
	子 ども 課 長 小 林 淳		
	学 校 教 育 課 係 長 佐 藤 彰 弘	学 校 教 育 課 主 任 渡 邊 眞 絵	

会議事項及び議事の経過

開会宣言

( 樋 口 教 育 長 ) これより令和4年第3回魚沼市教育委員会を開催します。

**日程第1 会議録署名委員の指名について**

( 樋 口 教 育 長 ) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により  
桑原 哲哉 委員にお願いします。

**日程第2 教育長の諸報告**

( 樋 口 教 育 長 ) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(日程3ページ以降、教育長諸報告により2月16日から3月24日までの出席会議・行事について報告)

( 樋 口 教 育 長 ) 教育長諸報告について、質疑はありませんか。

( 委 員 ) (「ありません」の声あり)

( 樋 口 教 育 長 ) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

( 委 員 ) (「はい」の声あり)

( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

**日程第3 報告第1号 臨時代理報告  
令和3年度補正予算(第11号)について**

( 樋 口 教 育 長 ) 日程第3、報告第1号 臨時代理報告 令和3年度補正予算(第11号)について、事務局の説明を求めます。

( 吉澤事務局長 ) 概要について説明いたします。(令和3年度補正予算(第11号)についての概要説明)

( 森山学校教育課長 ) 説明いたします。(資料により説明:報告第1号、学校教育課の令和3年度補正予算(第11号)について説明)

( 斎藤生涯学習課長 ) 説明いたします。(資料により説明:報告第1号、生涯学習課の令和3年度補正予算(第11号)について説明)

- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告第1号について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で報告第1号を終了します。

#### 日程第4 報告第2号 臨時代理報告 令和3年度補正予算(第12号)について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第4、報告第2号 臨時代理報告 令和3年度補正予算(第12号)について、事務局の説明を求めます。
- ( 吉澤事務局長 ) 概要について説明いたします。(令和3年度補正予算(第12号)についての概要説明)
- ( 小林子ども課長 ) 説明いたします。(資料により説明:報告第2号、子ども課の令和3年度補正予算(第12号)について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告第2号について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) 繰越額が8,100千円ということは、80人分の給付金でしょうか。
- ( 小林子ども課長 ) 今年度執行見込残額を繰越をさせていただきます。実際には80人もおりませんが、残額を繰越し翌年度に処理を行います。見込みとしては、10件あるかないかということです。
- ( 委 員 ) 来年度市は独自の給付を行うのでしょうか。
- ( 吉澤事務局長 ) 臨時特別給付金はこれで終わり、来年度からは新生児に対し1人10万円の給付を行います。これについては令和4年度の当初予算で計上しておりますので、繰越分とは異なります。
- ( 委 員 ) 臨時特別給付金は、余ったら返還するのでしょうか。
- ( 吉澤事務局長 ) 実績により国から補助金を受けます。
- ( 小林子ども課長 ) 令和3年度執行分と令和4年度執行分に分けてそれぞれ実績に基づいて精算します。10分の10国の補助ということになります。
- ( 吉澤事務局長 ) 執行しない分は令和4年度の執行残となります。
- ( 委 員 ) これは、すでに受け取っている金額でしょうか。
- ( 小林子ども課長 ) 令和3年度分として、交付申請した額が一括で国から入ってきます。令和3年度の会計に入ります。
- ( 委 員 ) 執行できなかった分は持ち越すけど、繰越額まではもらわない、もらえないということですね。
- ( 吉澤事務局長 ) はい、補助金は給付した分だけ申請します。予算上は令和3年度執行できなかった分を繰り越しています。
- ( 樋 口 教 育 長 ) ほかに質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で報告第2号を終了します。

#### 日程第5 議案第12号 魚沼市児童手当事務処理規則の一部改正について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第5、議案第12号、魚沼市児童手当事務処理規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ( 小林子ども課長 ) 説明いたします。(日程5ページ以降:議案第12号、魚沼市児童手当事務処理規則の一部改正について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 議案第12号について、質疑はありませんか。

- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 質疑なしと認めます。  
議案第12号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- ( 全 委 員 ) 「異議なし」
- ( 樋 口 教 育 長 ) 異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することとします。

**日程第 6 議案第13号  
魚沼市保育園等苦情等解決委員の委嘱について**

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第 6、議案第13号、魚沼市保育園等苦情等解決委員の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ( 小林子ども課長 ) 説明いたします。(日程8ページ以降： 議案第13号、魚沼市保育園等苦情等解決委員の委嘱について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 議案第13号について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 質疑なしと認めます。  
議案第13号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- ( 全 委 員 ) 「異議なし」
- ( 樋 口 教 育 長 ) 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することとします。

**日程第 7 議案第14号  
押印省略の実施に伴う関係規則の整理について**

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第 7、議案第14号、押印省略の実施に伴う関係規則の整理についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ( 佐藤学校教育課係長 ) 説明いたします。(日程10ページ以降及び別冊資料： 議案第14号、押印省略の実施に伴う関係規則の整理について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 議案第14号について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 質疑なしと認めます。  
議案第14号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- ( 全 委 員 ) 「異議なし」
- ( 樋 口 教 育 長 ) 異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することとします。

**日程第 8 議案第15号  
魚沼市教育委員会自家用車公務使用規程の一部改正について**

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第 8、議案第15号、魚沼市教育委員会自家用車公務使用規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ( 佐藤学校教育課係長 ) 説明いたします。(日程15ページ以降： 議案第15号、魚沼市教育委員会自家用車公務使用規程の一部改正について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 議案第15号について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)

(樋口教育長) 質疑なしと認めます。  
議案第15号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全委員) 「異議なし」

(樋口教育長) 異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり承認することとします。

## 日程第9 議案第16号 魚沼市教育センター条例施行規則の制定について

(樋口教育長) 日程第9、議案第16号、魚沼市教育センター条例施行規則の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(森山学校教育課長) 説明いたします。(日程17ページ以降：議案第16号、魚沼市教育センター条例施行規則の制定について説明)

(樋口教育長) 設置条例は先月承認いただきましたが、条例に基づく規則の制定であります。

(樋口教育長) 議案第16号について、質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(樋口教育長) 質疑なしと認めます。  
議案第16号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全委員) 「異議なし」

(樋口教育長) 異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり承認することとします。

## 日程第10 報告事項

### ①(市長部局要綱) 魚沼市教職員指導力向上支援事業補助金交付要綱の制定について

(樋口教育長) 日程第10、報告事項①、魚沼市教職員指導力向上支援事業補助金交付要綱の制定について、報告をお願いします。

(新澤統括指導主事) 報告いたします。(日程20ページ以降：報告事項①、魚沼市教職員指導力向上支援事業補助金交付要綱の制定について説明)

(樋口教育長) 報告事項①について、質疑はありませんか。

(委員) 研修の内容はどのようなものが対象になるのでしょうか。

(委員) 生の授業をライブで見るということは、先生方にとって大変貴重な経験ですので、附属の研究会や大学の研修会などで研鑽を積んでいただきます。教科領域は、ご自分の専門領域で研修を受けたい領域としてあります。

(樋口教育長) 具体的には、筑波大学の附属小学校は研究機関でありますので、毎年研究会を行っています。県外ですので、なかなか行きにくいということがあります。特色ある教育活動を行っていて、全国から教員が集まってくるような公立校を想定しています。

(樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。

(委員) 先生方の県教育庁が実施する研修会ではなく、教職員組合の研修であったり、一般の方が受講する自己啓発セミナーのような研修も含まれるのでしょうか。

(新澤統括指導主事) 今回はそこまでの細かい規定は挙げていませんが、指導力についての研究会や研修会を対象としています。

- ( 樋 口 教 育 長 ) 要綱第3条にある研修以外はその都度検討いたします。
- ( 樋 口 教 育 長 ) ほかに質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) 5名分ということですが、参加者が増えれば5名を超えても対象となりますか。
- ( 新澤統括指導主事 ) 実績を受けて予算の範囲内で支給します。コロナ禍でなかなか県外に出られないこともあり、最低5地区から出せたらいいなという思いで、5名でスタートしました。
- ( 委 員 ) これまでも先生方は研修会に自腹で参加されていたのでしょうか。
- ( 新澤統括指導主事 ) 志のある方はご自分で行かれる先生もいらっしゃいました。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 他市でもこのような事業を行っています。小千谷・柏崎・長岡でも実施しています。
- ( 樋 口 教 育 長 ) ほかに質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で報告事項①を終了します。

### (市長部局要綱)

#### ②魚沼市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第10、報告事項②、魚沼市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- ( 森山学校教育課長 ) 報告いたします。(日程24ページ以降：報告事項②、魚沼市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告事項②について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) 初年度は何名に対し補助したのでしょうか。
- ( 森山学校教育課長 ) 資料が手元にはないのですが、中学生147名だったと思います。
- ( 委 員 ) 延べ人数ですか。
- ( 森山学校教育課長 ) はい、延べ人数です。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 想定よりもだいぶ少なく、予算も半分も執行しませんでした。来年度の予算要求では実績に基づき半分で計上したところ、議員からは何で半分に縮小するのかという声がありました。また、申請が増えるようであれば、対応していきます。まだこの制度を知らない方も多いと思いますので、委員の皆さんからもPRしていただければと思います。
- ( 委 員 ) 中学校は勿論承知しているのですよね。
- ( 森山学校教育課長 ) はい。こちらとしては4級や5級からどんどん受けていただきたいのですが少なかったので、その辺を刺激できるようアピールしていきたいと思います。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 小学生の場合は申請者が保護者となっていますが、補助金も保護者の口座に入るのですよね。
- ( 森山学校教育課長 ) はい、保護者の口座に直接振り込みことを考えています。小学校は学校で取りまとめて学校が検定会場にはならないという考え方です。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 中学校は、各学校単位で取りまとめて各学校に補助金を交付しています。
- ( 森山学校教育課長 ) 年度途中からは、中学生でも塾で受ける場合には、個人対応も可能としています。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 小学生の場合は、塾や他の会場での受験を想定しています。
- ( 樋 口 教 育 長 ) ほかに質疑はありませんか。

- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で報告事項②を終了します。

(市長部局要綱)

③令和3年度魚沼市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))支給事務実施要綱の一部改正について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第10、報告事項③、令和3年度魚沼市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))支給事務実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- ( 小林子ども課長 ) 報告いたします。(日程30ページ以降:報告事項③、令和3年度魚沼市子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(一括給付金))支給事務実施要綱の一部改正について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告事項③について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) 実際に事例があったかわかりませんが、また支給するということになりますが、すでに支給された給付金は回収するのでしょうか。
- ( 小林子ども課長 ) 回収はしなくていい、両方に支給された状態でも国は構わないということです。申請にあたって、離婚された現に養育される保護者が申請するわけですが、申告欄がありまして、すでに養育者に支払われた10万円が子供さんに使途されましたか?されていればその金額を記載してもらいます。申告主義となっています。その申告がなければ双方に支給されます。魚沼市においても2件申請がありました。  
調査・返還までは求められていません。
- ( 委 員 ) 結託して申請すればもらうこともできるということでしょうか。
- ( 小林子ども課長 ) 虚偽申告の罰則規定がありますので、不審な点があれば、調査・返還を求める対応も可能です。
- ( 吉澤事務局長 ) 今回の国の要領が改正されるまでは、その時点での受給する権利があった方に支給されたわけですので、遡って返還を求めるまではしないという国の取り扱いです。申請者はその時点では特に瑕疵や悪意があったわけでもないとみなすという考え方です。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 国の当初設計では想定されなかったということでしょうか。
- ( 吉澤事務局長 ) それを調べるよりも早く支給をするというプッシュ型の考え方だったんだろうと思います。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 実際に離婚後の保護者に渡っていないところもあるということですね。
- ( 吉澤事務局長 ) その調査をして支給が遅れるよりも早く保護者に届くようにということだと思います。
- ( 樋 口 教 育 長 ) ほかに質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で報告事項③を終了します。

(市長部局要綱)

④魚沼市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の制定について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第10、報告事項④、魚沼市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の制定について、報告をお願いします。
- ( 小林子ども課長 ) 報告いたします。(日程44ページ以降:報告事項④、魚沼市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の制定について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告事項④について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) 要綱の表示の仕方で、別表はページを変えて掲載していただくと見やすくなると思います。

- ( 小林子ども課長 ) 調整がうまくできず申し訳ありませんでした。
- ( 樋口教育長 ) ほかに質疑はありませんか。
- ( 委員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋口教育長 ) それでは以上で報告事項④を終了します。

### ⑤魚沼市就学援助事業実施要綱の一部改正について

- ( 樋口教育長 ) 日程第10、報告事項⑤、魚沼市就学援助事業実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- ( 渡邊学校教育課主任 ) 報告いたします。(日程53ページ以降：報告事項⑤、魚沼市就学援助事業実施要綱の一部改正について説明)
- ( 樋口教育長 ) 報告事項⑤について、質疑はありませんか。
- ( 委員 ) PTA会費は任意加入だと思います。ほとんどの方が異議もなく加入されると思いますが、入らないという選択も含めて支給されるのか、どういった経緯で追加されたのでしょうか。
- ( 森山学校教育課長 ) 生徒会費及びPTA会費については、議会等からも指摘がありまして、検討してきた結果今回加えることにいたしました。生徒会費になれば生徒の皆さん全員ですが、就学援助ということですから本当は入りたいけどPTA会費が負担になって入れないということがあってはならないと思いますので、それらを踏まえて入らないという視点は意識せずに、もっと円滑にPTAに入れることを主眼とした検討でありました。
- ( 委員 ) 卒業式の記念品がその子だけもらえないとなっても困りますので、入ってもらった方がいいと思いますが、任意加入なのでどういった解釈で追加されたのか確認させていただきました。
- ( 樋口教育長 ) 学校の規約で任意となるか入学した生徒の保護者を会員にするとか、規約にもよると思いますが、都会の方では役員の問題で任意団体とするという動きもあることも事実です。就学援助としては、任意だとしても認定になった場合には援助し、PTA活動を支援します。
- ( 樋口教育長 ) ほかに質疑はありませんか。
- ( 委員 ) これだけ対象費目があると、残っているのは給食費くらいでしょうか。
- ( 渡邊学校教育課主任 ) この他には、給食費と学校健診で治療勧告のあった虫歯や中耳炎の治療に係る医療費、スポーツ共済保険掛金の2分の1を支給しています。
- ( 委員 ) 学校に係る諸費については、かなり援助の対象になっているということでしょうか。
- ( 森山学校教育課長 ) 新入学学用品等は、入学のための一時金ですので、毎年学年ごとに支給されない費目もありますが、制度にのっとってできる限りの支援をしています。
- ( 樋口教育長 ) 教材費は対象ではないですか。補助教材のドリルやテストはどうでしょうか。
- ( 渡邊学校教育課主任 ) 学用品費の中に含まれています。保護者が何に使ったかはこちらでは確認していません。保護者が学校に支払う諸経費も含んでいます。
- ( 樋口教育長 ) 各費目ごとに金額が決まっていますね。
- ( 渡邊学校教育課主任 ) 費目ごとに上限があります。
- ( 樋口教育長 ) 学校は保護者から援助額より多く徴収しているかもしれませんが、一定額を支給しているということですね。
- ( 渡邊学校教育課主任 ) はい。
- ( 樋口教育長 ) ほかに質疑はありませんか。
- ( 委員 ) (「ありません」の声あり)

(樋口教育長) それでは以上で報告事項⑤を終了します。

### ⑥魚沼市立小中学校学区外就学許可基準の一部改正について

(樋口教育長) 日程第10、報告事項⑥、魚沼市立小中学校学区外就学許可基準の一部改正について、報告をお願いします。

(森山学校教育課長) 報告いたします。(日程56ページ以降：報告事項⑥、魚沼市立小中学校学区外就学許可基準の一部改正について説明)

(樋口教育長) 報告事項⑥について、質疑はありませんか。

(樋口教育長) 今までの申請期間を2ヶ月半から6ヶ月に延長し、時期も早くしより相談に対応しやすくなります。

(森山学校教育課長) 相談は早くからありましたが、これまでは申請時期まで待っていただいていましたが、早い時期の相談の際に申請書の受理も可能としました。

(樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(樋口教育長) それでは以上で報告事項⑥を終了します。

### ⑦魚沼市子ども家庭総合支援拠点設置要綱の制定について

(樋口教育長) 日程第10、報告事項⑦、魚沼市子ども家庭総合支援拠点設置要綱の制定について、報告をお願いします。

(小林子ども課長) 報告いたします。(日程59ページ以降：報告事項⑦、魚沼市子ども家庭総合支援拠点設置要綱の制定について説明)

(樋口教育長) 報告事項⑦について、質疑はありませんか。

(樋口教育長) 子ども家庭総合支援拠点は、家庭・親・子ども・虐待を含めた色々なケースを早めに察知して支援して計画建てて続けていくということをポイントにしています。児相だけでは回り切れないということが現実ですので、その辺を市町村が役割を担って支援体制を整えなさいということです。ぱびぷに設置を進めています。

(委員) 児相は専用ダイヤルがありますが、一般の方が気になる家庭があった場合は、直接連絡してもいいのでしょうか。

(小林子ども課長) そういった情報はぜひいただきたいと思います。内容によっては児相に繋いだりということもできますし、より早く関わりを持って支援をしていく体制を整えていきたいと思います。

(吉澤事務局長) 虐待に関する専用ダイヤルを設けていますが、その他にぱびぷの代表番号にかけていただいても同じ対応をいたします。

(樋口教育長) その辺を市報やホームページなどでPRしないといけませんね。

(小林子ども課長) 児相に連絡がいくとすぐに対応を求められます。児相でも警察でもぱびぷでもどこに電話をしてもすぐに連携をとって、必要な機関が動くような形です。

(委員) どこに繋げていいか悩まれている方もいるのではないかと思います。こういう機関があるんだということが広がるといいと思います。児相だとハードルが高くて躊躇する方が多いようですので、名前が柔らかい印象のある支援拠点の方がハードルが低くなって早めに関わってもらえる方が増えるといいのかなと思いました。

(小林子ども課長) 毎年支援センターのチラシは、保育園や入園の際に配らせてもらっていますし、虐待関係もチラシの中に掲載しています。新たに拠点機能を設置するということで、市報の6月号か7月号で特集を組んでまとめた内容を掲載するか、具体的な業務の内容も周知に向けて準備をさせていただきます。

(樋口教育長) 虐待に関わらず子育て世帯の支援をしていきます。

- (樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (樋口教育長) それでは以上で報告事項⑦を終了します。

#### ⑧魚沼市学校学校評議員設置要綱の廃止について

- (樋口教育長) 日程第10、報告事項⑧、魚沼市学校学校評議員設置要綱の廃止について、報告をお願いします。
- (佐藤学校教育課係長) 報告いたします。(日程63ページ以降：報告事項⑧、魚沼市学校学校評議員設置要綱の廃止について説明)
- (樋口教育長) コミュニティスクールの再編に伴って学校運営委員会が設置されます。学校評価も学校運営協議会が行うことになっていますので、今まで行っていた学校評議員制度を廃止するということです。
- (樋口教育長) 報告事項⑧について、質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (樋口教育長) それでは以上で報告事項⑧を終了します。

#### (市長部局規則)

#### ⑨押印省略の実施に伴う関係規則の整理について

- (樋口教育長) 日程第10、報告事項⑨、押印省略の実施に伴う関係規則の整理について、報告をお願いします。
- (佐藤学校教育課係長) 報告いたします。(日程65ページ以降及び別冊資料：報告事項⑨、押印省略の実施に伴う関係規則の整理について説明)
- (樋口教育長) 報告事項⑨について、質疑はありませんか。
- (委員) 「印」は消すのでしょうか。このまま使うのでしょうか。
- (佐藤学校教育課係長) 資料についてはわかりやすいように見え消しになっていますが、今後は「印」が消えます。
- (樋口教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (樋口教育長) それでは以上で報告事項⑨を終了します。

#### (市長部局要領)

#### ⑩押印省略の実施に伴う関係要領の整理について

#### ⑪押印省略の実施に伴う関係要綱の整理について

#### ⑫魚沼市教育委員会事業共催及び後援承諾基準の一部改正について

#### ⑬魚沼市立中学校部活動指導員配置要領の一部改正について

#### (市長部局要綱)

#### ⑭押印省略の実施に伴う関係要綱の整理について

#### ⑮押印省略の実施に伴う関係要綱の整理について

#### ⑯魚沼市立小中学校学区外就学等許可基準の一部改正について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 関連がありますので、一括議題といたします。  
日程第10、報告事項⑩、押印省略の実施に伴う関係要領の整理について  
報告事項⑪、押印省略の実施に伴う関係要綱の整理について  
報告事項⑫、魚沼市教育委員会事業共催及び後援承諾基準の一部改正について
- ( 佐藤学校教育課係長 ) 報告いたします。  
(日程69ページ以降及び別冊資料：報告事項⑩、押印省略の実施に伴う関係要領の整理について  
報告事項⑪、押印省略の実施に伴う関係要綱の整理について  
報告事項⑫、魚沼市教育委員会事業共催及び後援承諾基準の一部改正について  
報告事項⑬、魚沼市立中学校部活動指導員配置要領の一部改正について  
報告事項⑭、押印省略の実施に伴う関係要綱の整理について  
報告事項⑮、押印省略の実施に伴う関係要綱の整理について  
報告事項⑯、魚沼市立小中学校学区外就学等許可基準の一部改正について、以上7件について報告をお願いします。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告事項⑩から⑯について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) 資料集403ページ、「一時預かり利用申込書（承諾・不承諾書）」の生活保護確認印は削除され、804ページの「延長保育申請書」の生活保護確認印は削除されていません。どちらが正しいのでしょうか。
- ( 吉澤事務局長 ) 事務局の確認印であり、削除しなくてよい所でありました。
- ( 小林子ども課長 ) 確認して修正いたします。
- ( 樋 口 教 育 長 ) ご指摘ありがとうございました。
- ( 樋 口 教 育 長 ) ほかに質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で報告事項⑩から⑯を終了します。

#### ⑰令和4年度魚沼市学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第10、報告事項⑰、令和4年度魚沼市学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について、報告をお願いします。
- ( 森山学校教育課長 ) 報告いたします。(日程81ページ以降：報告事項⑰、令和4年度魚沼市学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 堀之内小学校と宇賀地小学校の内科医について、小出病院の小児科で勤務されている板垣先生より令和4年度から学校医として入っていただきます。
- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告事項⑰について、質疑はありませんか。
- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)
- ( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で報告事項⑰を終了します。

#### ⑱令和4年度魚沼市保育園嘱託内科医・歯科医の委嘱について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第10、報告事項⑱、令和4年度魚沼市保育園嘱託内科医・歯科医の委嘱について、報告をお願いします。
- ( 小林子ども課長 ) 報告いたします。(日程84ページ：報告事項⑱、令和4年度魚沼市保育園嘱託内科医・歯科医の委嘱について説明)
- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告事項⑱について、質疑はありませんか。

- ( 委 員 ) (「ありません」の声あり)  
( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で報告事項⑱を終了します。

### ⑲共催依頼 及び⑳後援依頼について

- ( 樋 口 教 育 長 ) 報告事項⑲共催依頼及び⑳後援依頼について、それぞれ報告をお願いします。

【以下、日程85ページ以降資料に基づき報告】

- ( 齋藤生涯学習課長 ) ⑲共催依頼 2 件について報告  
( 齋藤生涯学習課長 ) ⑳後援依頼 1 件について報告  
( 樋 口 教 育 長 ) 報告事項⑲及び⑳について、質疑はありませんか。  
( 委 員 ) (「ありません」の声あり)  
( 樋 口 教 育 長 ) 以上で報告事項を終了します。

## 日程第11 その他

### ①その他

- ( 樋 口 教 育 長 ) 日程第11、その他、①その他  
( 樋 口 教 育 長 ) その他事項でありましたら、お願いします。  
( 島田管理指導主事 ) 令和3年度末4年度初魚沼市小中学校異動者について報告いたします。  
(別紙資料により説明)  
( 樋 口 教 育 長 ) ①その他についてほかにありませんか。  
( 島田管理指導主事 ) 辞令交付式について確認をお願いいたします。3月31日は9時半参集、10時開式、4月1日は10時半参集、11時開式です。今年度も校長先生のみのお席でお願いしています。  
( 樋 口 教 育 長 ) ①その他についてほかにありませんか。  
( 佐藤学校教育課係長 ) 2月15日の定例教育委員会と21日の臨時教育委員会会議録について、修正等ありませんか。  
( 全 委 員 ) 「ありません」  
( 佐藤学校教育課係長 ) それでは後ほどそれぞれ署名をお願いいたします。  
( 樋 口 教 育 長 ) ①その他についてほかにありませんか。  
( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で①その他を終了します。

### ②今後の会議日程

- ( 樋 口 教 育 長 ) 第4回定例会については、4月19日、午後1時30分から本庁舎3階305会議室で開催することとします。  
( 樋 口 教 育 長 ) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。  
( 樋 口 教 育 ) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 15 時 15 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員